

時間外投げ込み

令和8年1月21日

報道機関各位

経済産業部地域企業支援課

八戸市及びむつ市による被災事業者復旧支援の取組に対する
県の支援に係る知事コメントについて

標記について、別添のとおりお知らせいたします。

別 添 知事コメント
参考資料1 八戸市作成資料
参考資料2 むつ市作成資料

報道機関用提供資料	
担 当 課	経済産業部地域企業支援課
担 当 者	中小企業支援グループ GM 鈴木 啓蔵
電話番号	直通：017-734-9373 内線：3652
報 道 監	経済産業部次長 山口 郁彦

令和8年1月21日
地域企業支援課

八戸市及びむつ市による被災事業者復旧支援の取組に
対する県の支援に係る知事コメントについて

青森県知事

宮下 宗一郎

昨日むつ市から、そして本日八戸市から、先の青森県東方沖地震で被害を受けた事業者の復旧に向けた支援策が公表されました。

両市からは、県の支援の希望が示されており、詳細については今後検討を行ってまいります。県としても、事業者の一日も早い事業活動の正常化に向けて、両市に対して最大限の支援をしていきます。

中小企業被災資産復旧補助金

■趣旨■

- 令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被災した中小企業者の早期の事業再建を図るため、県の支援を受けながら、事業用資産の復旧に要する経費に対し、補助金を交付するもの。

■補助対象者■

- 青森県東方沖地震により事業用の施設又は設備に被害を受けた八戸市内の中小企業者

■補助対象経費■

- 事業再開のために不可欠な事業用の施設又は設備の復旧をするのに要する経費

中小企業被災資産復旧補助金

■補助率・補助上限額■

- 補助率 3分の2
- 補助上限額 500万円

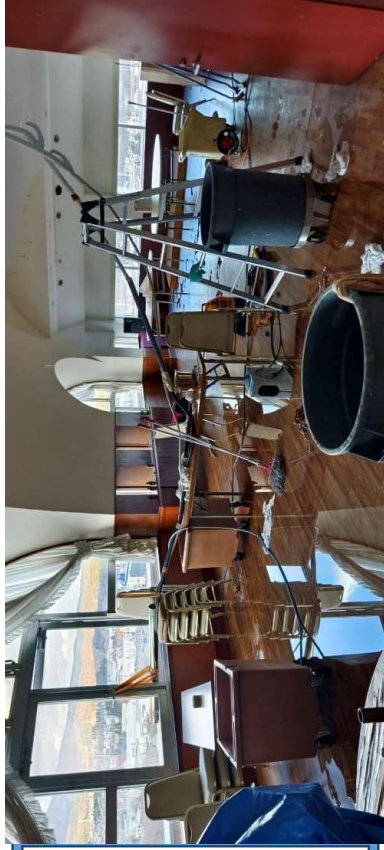
■事業費■

- 500,000千円（補助金）
※今月30日に補正予算を専決処分予定。

(仮称) むつ市中小企業被災資産復旧補助金について

事業概要

令和7年12月8日発生の青森県東方沖地震により被災した被災者のうち、中小企業者が行う事業再建の取組に県の支援を受けながら補助金を支給する



対象者

事業用の施設又は設備に被害を受けたたむつ市内の中小企業者

支援内容

被災した事業用の施設又は設備のうち、事業再開のために不可欠なものの復旧をするのに要する経費に対し、補助金を支給する

補助率・補助上限額

(1)補助率：3分の2 補助上限額：500万円

(2)補助率：2分の1 補助上限額：1000万円

(補助下限額：10万円)

※申請方法等については詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。